

令和3年第4回定例会環境生活委員会会議録

令和3年11月29日
午前10時～10時48分
全員協議会室

出席者氏名

石引 礼穂 委員長	札野 章俊 副委員長
山宮留美子 委員	滝沢 健一 委員
大竹 昇 委員	後藤 敦志 委員
鴻巣 義則 委員	

執行部説明者

市長 中山 一生	市民生活部長 坪井 龍夫
産業経済部長 佐藤 昌一	都市整備部長 宮本 孝一
納税課長 関口 道治	生活安全課長 重田 正光
商工観光課長 海老原雅男	環境対策課長 渡辺 一也
都市計画課長 落合 勝弘	道路整備課長 永井 悟
下水道課長 湯原 秀一	都市施設課長 橘原 剛
都市計画課長補佐 小野瀬孝之（書記）	

事務局

課長 松本 博実	課長補佐 富田 典明
----------	------------

議題

議案第6号 龍ヶ崎市自転車等駐車場に係る指定管理者の指定について
議案第7号 令和3年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第10号）の所管事項
議案第12号 令和3年度龍ヶ崎市下水道事業会計補正予算（第2号）
報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
（令和3年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第9号））の所管事項

○石引委員長

皆さん、おはようございます。

本日、傍聴の申出がありましたので、これを許可いたします。

[傍聴者入室]

○石引委員長

ここで、傍聴の皆様一言申し上げます。会議中は静粛をお願いいたします。

開会に先立ちまして、委員の皆様申し上げます。

説明につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に係る対応方針に基づき、議案に関連する所管課のみの出席とさせていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、ただいまより環境生活委員会を開会いたします。

本日、ご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました議案第6号、議案第7号の所管事項、議案第12号、報告第1号の所管事項の4案件です。

これらの案件につきましてご審議をいただくわけですが、発言は簡潔明瞭に、質疑は一問一答をお願いいたします。

会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第6号 龍ヶ崎市自転車等駐車場に係る指定管理者の指定について、執行部から説明願います。

坪井市民生活部長。

○坪井市民生活部長

議案書の12ページをお開きください。

議案第6号 龍ヶ崎市自転車等駐車場に係る指定管理者の指定についてでございます。

1番に記載しております、3ヶ所の龍ヶ崎市自転車等駐車場の指定管理者としまして、公益社団法人龍ヶ崎市シルバー人材センターを、令和4年4月1日から令和7年3月31日まで指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項及び龍ヶ崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお開きください。参考資料でございます。

指定管理者となる団体の概要につきまして、名称や設立目的、主な実績などを記載しているところでございます。

主な実績にありますように、シルバー人材センターは、現在、同施設の指定管理者と

して指定を受けているところをごさいます、継続となるものごさいます。

なお、JR龍ヶ崎市駅の乗降者数が年々減少傾向にあります。また、コロナ禍の影響を受けまして、昨年から大きく影響を受けているところごさいます。

自転車等駐車場の利用者も同様ごさいます、昨年から特殊な状況が続いております。

今後は、市駐輪場の利用者数の推移に注視をしましてありますが、市営駐輪場の規模の検討、これらも今後はしていく必要があるのかなと考えているところごさいます。

このことも踏まえまして、指定管理者の指定期間ごさいます、原則は5年間としているところごさいます、今回は3年間としているところごさいます。

説明につきましては、以上ごさいます。ご審議のほどお願いいたします。

○石引委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等ありませんか。

後藤委員。

○後藤委員

3点ほどお聞かせいただきたいと思います。

まずは、この指定管理者の選定にあたっては公募だったのか、非公募だったのか。

そのことについて、執行部としては内部でどのような検討がされて、どのような結論になったのか。また、指定管理者選定委員会では、公募、非公募についてご意見が出ていたかと思うのですけれども、指定管理者選定委員会では、その件についてどのような意見があったか教えていただけますでしょうか。

○石引委員長

重田生活安全課長。

○重田生活安全課長

今回、非公募ということで選定しております。

理由としましては、高齢者の雇用機会の確保ということで、こちらを理由として選定委員会の方にあげております。

選定委員会の方でも、それらについて了承されました。意見としましては、サービスをもう少し充実するよというよということで、シルバー人材センターの職員たちが今もやっていますが、それらをもっと充実して欲しいというご意見がございました。

以上です。

○石引委員長

後藤委員。

○後藤委員

はい、わかりました。

選定委員会の方でも、サービスの向上など条件付きながらも、非公募でシルバー人材センターという結論になったということで理解いたしました。

次にお聞きしたいのは、部長の答弁ではコロナ禍の影響を大きく受けているということで、今後、規模の検討を考えていくというお話がございました。

指定管理者選定委員会の中では、執行部の方から中央第1、第2の統合についても検討されているというようなご答弁があったかと思えますけれども、少し稼働率を紹介させていただきますが、中央第1駐輪場は平成30年の稼働率34.8%、これも低い数字ですけれども、令和2年度については、稼働率が25%。中央第2駐輪場については、平成30年の稼働率が43.6%に対して、令和2年度が23.5%ということで、両方とも25%を切るという中で、非常に厳しい状況なのかなと思います。

この稼働率から考えますと、第1と第2の統合というのも1案でしょうし、もう一つ中央第1、第2の廃止という選択肢もあり得るのではないかなと思いますけれども、この件について、執行部としてはどのようなお考えがあるのかという点と、仮に、中央第1と第2を廃止した際、近隣の民間駐車場で特にバイクの利用者等も中央の方はいますので、バイク利用者等も含め、現在利用されている方、廃止となった際に民間の方で受け皿となる状況にあるのか、民間の駐輪場もコロナ禍によって相当利用者数が減っているという状況もお聞きしていますが、この民間駐車場の現在コロナ禍を受けての利用状況など把握されているのか、2点お聞かせいただけますでしょうか。

○石引委員長

重田生活安全課長。

○重田生活安全課長

中央第1、第2の統合または廃止について検討しているかということですが、それらにつきましては、供給台数が東駐輪場と第1、第2の駐輪場で差が出てきておりますので、こちらについては検討を今始めたところではございますが、民間の駐輪場等の台数及びその稼働状況についても考慮しながら考えていきたいと思っています。

民間の稼働状況でございますが、今年11月に調査を実施いたしまして、民間駐輪場につきましても、利用率、若干減ってきてはいるところではございますが、近いところだと5割以上埋まっているところはありますが、離れたところでは20%とか10%というところもございまして、コロナ禍の影響を受けているのかなと考えております。

例えば、第1と第2号を廃止した場合に、民間の方で受け入れの枠があるかというこ

とですが、東口ですと6ヶ所の民間の駐輪場施設がございまして、収容台数を調べましたところ、民間の施設で781台分の収容台数があるということです。

こちらは、原付のバイクも含めてですが、11月時点で調べたところ418台の利用状況がございまして、空き台数が363台あるという状況でございます。

中央第1、第2の利用状況を見ますと、合わせて210台ほど埋まっております、ただ、原付の民間使用ができるところも限られているところでございますので、現在のところは余裕があるのかなというふうには考えております。

以上です。

○石引委員長

後藤委員。

○後藤委員

ありがとうございました。

今月調査していただいているということで、今のご答弁をお聞きしますと、仮に第1、第2を廃止した場合、現在利用されている利用者の皆さんには、民間の方が料金も安いところもあったりしますので、そういった意味で言えば、受け皿としてバイクについてはちょっと課題もあるかもしれないですけども十分に受け皿として、民間が受けていただけるのかなと思えば、やはり第一には中央第1、第2の廃止ということ念頭に今後検討を進めていただければと思います。

そうすることで、市営駐車場、市駅東駐輪場の1ヶ所となれば、かなり収益性も向上するはずだと思います。その上で、指定管理者については、ぜひ公募を行っていただきたい。

前回、平成30年の指定管理者指定の際には、中央第1、第2を含めることで、使用料のみで運営が困難ということで、当時、利用料金制から非利用料金制に指定管理料で運営を賄うというような運営の形に変わりましたが、市駅東駐輪場1ヶ所ということであれば、十分に黒字を確保できる施設ということになるでしょうから、その場合は、ぜひ運営にインセンティブが働く形の利用料金制に戻していただきたいなと思っています。

今回は3年の期間ですけど、そのあと、指定管理者の選定の際には公募を行うこと。また、運営体制についても利用料金制を導入することについて、ご見解を教えてください。

○石引委員長

重田生活安全課長。

○重田生活安全課長

公募にて募集し、利用料金制で運営したらどうかというご質問ですが、こちらに関しましては、コロナ禍の影響ということも今ございますので、また戻ってくる可能性もございます。

こちらについては、3年間という短い期間で今回指定管理を行ったところでございますが、そちらの期間の中で十分に検討しまして、議員がおっしゃったことも含めまして検討して参りたいと考えております。

以上です。

○石引委員長

後藤委員。

○後藤委員

十分に検討していただけるということでございますので、指定管理者選定委員会のご意見等も踏まえまして、私は今回の議案には賛成したいと思います。

以上です。

○石引委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので採決いたします。

議案第6号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石引委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第7号 令和3年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第10号）の所管事項について、執行部から説明願います。

宮本都市整備部長。

○宮本都市整備部長

議案第7号 令和3年度一般会計補正予算（第10号）でございます。

別冊1の1ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億3,816万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ273億2,943万7,000円とするものでございます。

併せて継続費，繰越明許費，債務負担行為，地方債につきましても補正するものでございます。

なお，人件費等の説明につきましては総務部所管となりますことから，割愛とさせていただきます。

5 ページお開きください。継続費補正でございます。

太枠の2 段目，土木費，都市計画費，都市計画決定図書作成業務委託費でございます。

こちらは，つくばの里工業団地南地区の区域，区分の変更，これに伴う用途地域の設定，つくばの里工業団地全体にかかる地区計画の策定に関する都市計画決定図書の作成業務でございます。

今年度，業務委託が完了し契約額が確定したことから，継続費総額及び令和3 年度の年割額を26 万4,000 円減額変更するものでございます。

○佐藤産業経済部長

続きまして，その下の第3 表 繰越明許費です。

上から2 段目となります。衛生費，保健衛生費の環境衛生対策費です。

これは，JR 龍ヶ崎市駅東口の公衆トイレを改修するための工事請負費です。

既存トイレがバリアフリー等に対応していないことや，設備等の老朽化を踏まえ，改修工事を実施しようと準備を進めてきたところですが，入札が不調となったことから，令和3 年度内の工事完了が困難であるため2,412 万8,000 円を翌年度に繰り越すものでございます。

○宮本都市整備部長

続きまして，その下でございます。橋梁維持補修事業でございます。

こちらは，本年度実施予定の7－8 号橋補修工事について，適正な工期を確保するため翌年度に繰り越すもので，本年度見込の前払金を除いた4,955 万5,000 円を繰り越すものでございます。

詳細につきましては，歳出にてご説明申し上げます。

○坪井市民生活部長

続きまして，第4 表 債務負担行為補正でございます。

令和4 年度当初に契約の履行が必要なものにつきまして，本年度中に必要な手続を行うために設定するものでございます。

7 段目になります。広報等印刷製本及び配送業務委託契約でございます。

こちらに行政関連部署等梱包配送業務委託契約が含まれておりまして，議会だよりなどを住民自治組織に配送する業務でございます。

四つ飛びまして，庁舎設備管理にかかる業務委託契約でございます。

こちらに西部出張所及び東部出張所の非常通報装置の保守点検業務、これが含まれております。

二つ飛びまして、事務用機器保守にかかる業務委託契約でございます。

この中に市民窓口課のカード追記プリンターの保守点検業務額が含まれております。

次のページをお願いいたします。

○佐藤産業経済部長

上から5段目となります。ふるさと龍ヶ崎応援寄附プロモーション支援業務委託契約です。

これは、ふるさと龍ヶ崎応援給付金の受け入れや、関連業務を代行するポータルサイト事業者との業務委託契約となります。

○坪井市民生活部長

その下、市民交流プラザ管理にかかる業務委託契約でございます。市民生活部所管となります。

○宮本都市整備部長

その下、バスロケーションシステム運用業務委託及び8段目、関東鉄道竜ヶ崎駅前広場公衆トイレ等清掃業務委託契約につきましては、都市整備部所管となります。

その下、コミュニティセンター管理にかかる業務委託契約です。

その下、コミュニティセンター土地賃貸借契約（令和3年度）、これは大宮コミュニティセンターにかかるものでございます。

その下、放置自転車等返還業務委託契約。一つ飛びまして、地方税電子申告支援サービス利用契約。その下、地方税共通納税システム利用契約。これは3ヶ所の出張所にかかるものです。

その下、公金等輸送警備業務委託契約。公費に係る輸送警備の契約でございます。

その下、地方税等クレジット収納システム利用契約。その下、戸籍附表システム改修適応版ソフト保守業務委託契約は、システム改修にかかる保守契約でございます。以上が市民生活部所管でございます。

○佐藤産業経済部長

二つ飛びまして、公共施設等土地賃貸借契約です。

この契約のうち、市街地活力施設及びにぎわい広場の賃貸借契約が産業経済部所管となります。

飛びまして、一番下の行、龍ヶ崎市駅前広場公衆トイレ清掃業務委託契約。7ページに移りまして、一番上の行にあります斎場管理運営業務委託契約（令和3年度）。その

下、斎場設備管理にかかる業務委託契約。一つ飛びまして、塵芥処理にかかる業務委託契約。その下、資源物回収にかかる業務委託契約。その下、たつのご産直市場管理運営業務委託契約。その下、市街地活性化施設管理にかかる業務委託契約。その下、牛久沼白鳥飼育業務委託契約及びその下の観光物産センター管理運営業務委託が産業経済部の所管となります。

○宮本都市整備部長

その下の下、法定外公共物管理システム保守業務委託契約から市営住宅管理にかかる業務委託契約までが都市整備部所管となります。

8ページお開きください。上から2段目、3段目でございます。

市道第2-241号線舗装補修工事、市道第8-218号線舗装修繕工事、こちらの2件につきましてはゼロ市債でありまして、工事の発注時期の平準化を目的に、令和4年度当初に工事着手できるよう設定するものでございます。

○坪井市民生活部長

続きまして、その下の第5表 地方債補正の変更でございます。

上段の駐輪場整備事業でございます。

これは、歳出でも説明いたしますが、龍ヶ崎市駅東駐輪場塗装工事が完了し、額が確定したことによるものでございます。

○宮本都市整備部長

その下、地方道路等整備事業は、橋梁の修繕にかかる市債で本年度実施予定の7-8号橋補修工事の増額に伴い、起債限度額を490万円増額補正するものでございます。

続きまして、歳入に入ります。10ページ、11ページをお開きください。

上から3つめの太枠中程、土木費国庫補助金、道路橋梁費補助金、道路メンテナンス事業費（橋梁長寿命化修繕計画分）でございます。

これは、橋梁の修繕にかかる国庫補助金で、来年度実施する7-8号橋補修工事にかかる補助金で、工事費の増額に伴い440万円を補正するもので、詳細につきましては、歳出で説明させていただきます。

○佐藤産業経済部長

一つ飛びまして、商工費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（経済対策分）1,212万6,000円につきましては、総務部所管となります。

○坪井市民生活部長

四つ飛びまして、総務費県補助金、防犯カメラ設置促進事業費でございます。

これは、茨城県警察街灯防犯カメラ設置費補助事業にかかる補助金の交付決定を受けたことから計上するものでございます。

この事業は、市町村が新たに街灯防犯カメラを設置する事業のうち、犯罪の発生防止を目的としたものに対し、補助対象経費の2分の1以内、1台につき30万円を限度として補助されるものでございます。なお、設置費につきましては、当初予算におきまして工事費を計上しているものでございます。

次のページをお願いいたします。

下から2行目、総務費債、駐輪場整備事業債でございます。

これは、先ほど地方債補正で説明しました、龍ヶ崎市駅東駐輪場の契約額の確定によるものでございます。

○宮本都市整備部長

その下、土木費債でございます。

こちら、先ほど地方債補正でご説明したとおり490万円を増額補正するものでございます。

続きまして、歳出に入ります。15ページをお開きください。

○坪井市民生活部長

一番下の箱、駐輪場管理運営費でございます。

工事請負費の減額は、龍ヶ崎市駅東駐輪場舗装工事が完了し、額が確定したため差額を減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

上から2段目の徴収事務費で、需用費の増額でございます。

口座振替を促進するため、来年4月に発送予定となっております固定資産税都市計画税の納税通知書に合わせまして、口座振替未登録者に対しまして、葉書き版の口座振替依頼書を同封したいと考えております。

そのための印刷費用2万枚になりますが、これを計上するものでございます。

23ページをお開きください。

○佐藤産業経済部長

中段のやや下になります。衛生費、環境衛生費の環境行政推進費です。

こちら、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、環境フェアを中止したことに伴い、需用費の食糧費7万7,000円及び環境フェア実行委員会の交付金37万円を減額しようとするものです。

次ページをお開きください。

一番上の表、2段目、農林水産業費の農業振興費、農業振興事業です。

こちら、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、秋の収穫祭を中止したことに伴い、龍ヶ崎市まちづくり文化財団への交付金 184 万 5,000 円を減額しようとするものです。

○宮本都市整備部長

続きまして、土木費になります。

太枠上から 4 段目、一番下、橋梁維持費でございます。

こちらは、5 ページの第 3 表 線越明許費補正及び 8 ページの地方債及び 11 ページの国庫支出金におきましてご説明したもので、7－8 号橋修繕工事にかかる歳出でございます。

7－8 号橋につきましては、松葉 5 丁目と若柴公園付近を結び、県道八代庄兵衛新田線を跨ぐ跨道橋でございます。

工事内容につきましては、ひび割れ箇所に補修剤を充填するひび割れ補修工、コンクリート表面に含浸材を塗布することで、コンクリート表層部を改質・強化させる表面含浸工、歩道部分を舗装する舗装工などにより補修するものでございます。

工事発注にあたり、歩道の適正勾配を保つため、歩道と橋桁の間に調整モルタル施工を追加したことや、当初設計において見込んでいなかったアスファルト殻の処分費の計上、あわせて人件費や材料費が当初の見込みよりも高騰していることから 999 万 9,000 円を増額補正させていただくものでございます。

27 ページお開きください。

太枠上から 2 段目、土木費の都市計画総務費です。

こちらは、5 ページの第 2 表 継続費補正におきましてご説明したとおり、都市計画決定図書作成業務委託が完了したことにより、契約額が確定し 26 万 4,000 円を減額補正するものでございます。

続きまして、その下、下水道費です。

下水道事業会計繰出金で、資本費平準化債及び下水道事業債（特別措置分）の早期借入に伴う企業債償還金の増額などにより、一般会計からの財源補填額として 266 万 5,000 円を増額させていただくものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○石引委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石引委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第7号，本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石引委員長

ご異議なしと認めます。

よって，本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして，議案第12号 令和3年度龍ヶ崎市下水道事業会計補正予算（第2号）
について，執行部から説明願います。

宮本都市整備部長。

○宮本都市整備部長

別冊2，13ページお開きください。

議案第12号 令和3年度龍ヶ崎市下水道事業会計補正予算（第2号）です。

この補正予算につきましては，資本費平準化債及び下水道事業債（特別措置）の早期借入に伴う企業債償還金の増額，令和4年度事業に係る債務負担行為の設定が主な内容となります。

13ページ，補正予算額の欄でご説明申し上げます。

まず，第2条 収益的収入及び支出です。

収入は，第1款 公共下水道事業収益，第2項 営業外収益について，資本費平準化債の早期借入に伴う企業債償還金及び利子の増額及び下水道事業債（特別措置分）の早期借入に伴う企業債償還利子の増額などにより，補填財源としての一般会計補助金 94万7,000円を増額するものでございます。

また，第2款 農業集落排水事業収益，第2項 営業外収益について，資本費平準化債の早期借入に伴う企業債償還金及び利子の増額などにより，補填財源としての一般会計補助金 51万4,000円を増額するものでございます。

次に，支出です。

第1款 公共下水道事業費用，第2項 営業外費用について，企業債償還利子の決算見込により 13万2,000円を減額するものでございます。

また，第2款 農業集落排水事業収益，第2項 営業外費用について，企業債償還利子の決算見込により 4万1,000円を増額するものでございます。

次に，第3条 資本的収入及び支出です。

収入は，第1款 公共下水道事業資本的収入，第2項 他会計補助金について，下水道事業債（特別措置分）の早期借入に伴う企業債償還金の増額などにより，補填財源として，繰出基準に基づく一般会計で補助金 102万4,000円を増額するものでございます。

次に、支出は、第1款 公共下水道事業資本的支出、第2項 企業債償還金について、資本費平準化債及び下水道事業債（特別措置分）の早期借入に伴う企業債償還金の増額などにより228万3,000円を増額するものでございます。

また、第2款 農業集落排水事業資本的支出、第2項 企業債償還につきまして、資本費平準化債の早期借入に伴う企業債償還金の増額により47万3,000円を増額するものでございます。

第4条及び第5条につきましては、利益剰余金の処分、他会計からの補助金について、今回の補正予算に伴い、それぞれを改めるものでございます。

次に14ページお開きください。第6条の債務負担行為です。

初めに、公営企業会計及び消費税申告支援業務支援業務委託契約でございます。

これは、公営企業会計における令和3年度決算の作成、令和4年度中の日々の会計処理及び令和5年度予算の作成並びに令和3年度事業期間分の消費税申告書作成業務など、企業会計全般についての業務支援を令和4年4月から実施するにあたり、本年度中に契約をするため限度額110万円を設定するものでございます。

次に、納入通知書等作成及び封入封緘業務委託契約です。

これは、公共下水道の受益者負担金について、令和4年度早々に納付書通知を発送することから、本年度中に契約をするため限度額16万3,000円を設定するものでございます。

次に、賠償責任保険等加入申込です。

これは、下水道施設の賠償保険が4月に更新となることから、本年度中に加入申込をするため、限度額15万2,000円を設定するものでございます。

次に、公共下水道ポンプ場等維持管理にかかる業務委託契約です。

これは、雨水の佐貫排水ポンプ場、佐貫1号雨水ポンプ機場、佐貫2号雨水貯留管、調節池ポンプ機場4ヶ所（佐貫第1、佐貫第2、佐貫第3、4号水路）、汚水の地蔵後中継ポンプ場及びマンホールポンプ3ヶ所（佐貫台、川崎、川原代）にかかる維持管理業務委託費として、限度額671万1,000円を設定するものでございます。

次に、農業集落排水処理施設等維持管理にかかる業務委託契約です。

これは、農業集落排水の大塚・板橋地区浄化センター及びマンホールポンプ11ヶ所にかかる維持管理業務委託として、限度額317万9,000円を設定するものでございます。

次に、15ページからの補正予算実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、債務負担行為に関する調書、予定貸借対照表、令和3年度注記、補正予算明細書につきましては、今回の補正予算に伴う既決予定額の変更、財務書類の変更等の説明書類となりますので、ご覧いただきたいと思っております。

説明につきましては、以上となります。

○石引委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石引委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第 12 号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石引委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

最後に、報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第 9 号））の所管事項について、執行部から説明願います。

佐藤産業経済部長。

○佐藤産業経済部長

議案書 18 ページ及び別冊 2 の 33 ページとなります。

報告第 1 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第 9 号））です。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,153 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 265 億 9,127 万 5,000 円とするものです。

別冊の 37 ページお開きください。

まず、歳入で一番上の表、2 段目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（経済対策分）です。

こちらは、感染拡大の影響を受けている地方経済や住民生活を支援し、地方創生を図るために、地方公共団体が地域の実情に応じて必要な事業を実施できるように交付されているものでございます。

次に、歳出で一番下の表、商工費、商工業振興費の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策費です。

初めに需用費です。こちらは、当事業の事業者と協力金決定通知書を郵送するために用いる封筒などを作成する消耗品費及び印刷製本費となります。

続きまして、役務費です。こちらは、ただいまご説明しました事業者と協力金決定通知を郵送するための通信運搬費となります。

最後に、負担金、補助及び交付金の感染症拡大防止対策等協力事業者支援事業です。

これは、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策に取り組んでいる事業者を支援するもので、茨城アマビエちゃんの登録など一定の要件のもと、消毒液や飛散防止板等の購入に要した費用を補助するもので、1事業者当たり上限5万円を交付するものです。件数につきましては、茨城アマビエちゃん登録件数等を参考に1,000件を想定しております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○石引委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石引委員長

別にないようですので採決いたします。

報告第1号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石引委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これもちまして、環境生活委員会を閉会いたします。